

取締役会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款によるほか、本規程の定めるところによる。

(構 成)

第2条 取締役会は、取締役の全員をもって構成する。

(開 催)

第3条 取締役会は、3か月に1回以上開催し、その他必要に応じて随時開催する。

(招集権者および招集請求)

第4条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2 招集権者でない取締役は、招集権者である取締役に対し、会議の目的事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第5条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(議 長)

第6条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の会議の目的事項について、議長である取締役が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の取締役が議長にあたる。

(決議の方法)

第7条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、その議決に加わることができない。
この場合、その取締役の数は、出席取締役の数に算入しない。

(取締役会の決議の省略)

第8条 前条にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。以下本条において同じ。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案について可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

2 前項の提案を行う取締役は、取締役会の招集権者に対し、次の事項を通知し、招集権者がこれらの事項を、書面または電磁的方法により、各取締役に対して通知するものとする。

1. 決議の目的事項
2. 各取締役が同意する旨の意思表示をするべき期限
3. 第1項の取締役会決議があったものとみなす時期は、取締役の全員から、書面または電磁的記録により提案につき同意の意思表示がされたときとする。

(付議事項)

第9条 取締役会は、次の事項を決議する。

1. 株主総会の招集および議案に関する事項
2. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表および事業報告ならびにこれらの附属明細書の承認
3. 株式および新株予約権の発行に関する事項
4. 当会社の株式の譲渡または取得に関する事項
5. 自己株式の取得・消却に関する事項
6. 株式の分割および無償割当に関する事項
7. 社債および新株予約権付社債の発行に関する事項
8. 代表取締役ならびに役付取締役の選定および解職
9. 顧問の選任および解任
10. 取締役と会社間の取引および取締役の競業取引ならびに重要な関連当事者取引の承認
 11. 執行役員ならびに部長その他重要な使用人の選任および解任等
 12. 営業所その他重要な組織の設置、変更および廃止に関する事項
 13. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 14. 重要な財産の処分および譲受
 15. 多額の借財、寄付および重要な動産・不動産の担保提供
 16. 株主総会の決議を要しない事業の譲渡および譲受
 17. 経営方針・経営計画等に関する基本的事項
 18. 経営に関わる基本的な規程等の制定・改廃に関する事項

19. 多額の貸倒損失
20. 業務の執行の社外取締役への委託
21. 役員等に対する補償契約および役員等賠償責任保険契約の内容
22. 株主総会の決議により委任された事項
23. その他業務執行に関する重要事項および法令、定款に定められた事項

(取締役社長への委任)

第10条 前条に規定する事項以外の業務執行の決定は、取締役社長に委任する。

(議案)

第11条 取締役会に提案する議題は、取締役社長がこれを提案するほか、その他の取締役が取締役社長を通じてこれを提案することができる。

(取締役以外の者の出席)

第12条 議長は、取締役会における審議に必要と認めた場合は、議題に関係ある業務の担当部長その他の相当と認める者を取締役会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(経営会議)

第13条 取締役会の決定した基本方針に基づく実行方針、計画その他業務上重要な事項について協議するため、経営会議を組織する。

- 2 経営会議の構成、運営などの細目は、経営会議規程の定めるところによる。

(報告)

第14条 取締役社長および業務を執行する取締役は、3か月に1回以上、業務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

- 2 取締役と会社間の取引および取締役の競業取引ならびに関連当事者取引を行った取締役は、遅滞なく、その取引につき重要な事項を取締役会に報告しなければならない。
- 3 取締役社長は、その他の重要事項につき取締役会に報告する。

(議事録)

第15条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果その他の法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 前項の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。
- 3 第8条により取締役会の決議があったものとみなされた場合、取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容その他の法令に定める事項を議事録に記載または記録する。
- 4 前項の議事録、第8条第1項の取締役の同意の意思表示を記載または記録した書面または電磁的記録は、同条第3項の日から10年間本店に備え置く。

(欠席者への通知)

第16条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、欠席した取締役に通知しなければならない。

(事務機関)

第17条 取締役会に関する事務は、管理部が担当する。

第2章 雑 則

(改 廃)

第18条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

本規程は、2020年12月28日から施行する。

この規程は、2022年7月1日から改正施行する。

以 上